

(別表) (二)		資 格 区 分	(略)
コード	59	電気通信主任技術者	5年
電気通信 事業法	35	工事担任者	3年
(別表) (四)		資 格 区 分	(略)
コード	259	電気通信主任技術者	5年
電気通信 事業法	235	工事担任者	3年

(別表) (二)		資 格 区 分	(略)
コード	59	電気通信主任技術者	5年
電気通信 事業法	259	電気通信主任技術者	5年
(別表) (四)		資 格 区 分	(略)
コード	259	電気通信主任技術者	5年
電気通信 事業法	235	工事担任者	3年

附 則

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の第七条の三第二号の表電気通信工事業の項第三号の規定は、令和三年四月一日以後に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者について適用し、同日前に同法第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。